



福井市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による団体営土地改良事業上河北地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成26年1月21日

福井市長 東 村 新



次の区域を上河北町35字玉屋敷に編入する。

町	字	地 番
上河北町	34字 飲食田	8 14の一部

正 誤

平成26年1月21日福井市告示第8号（団体営土地改良事業上河北
地区に係る換地処分について）

誤

字
34字 飲食田

正

字
34字 飯食田